

○本留意事項の内容を十分に確認し、研究計画調書の作成時にはこのテキストボックスごと削除すること○

※留意事項：

1. 研究業績（論文、著書、産業財産権、招待講演等）は、網羅的に記載するのではなく、本研究計画の実行可能性を説明する上で、その根拠となる文献等の主要なものを適宜記載すること。
2. 研究業績の記述に当たっては、当該研究業績を同定するに十分な情報を記載すること。  
(例として、学術論文の場合は論文名、著者名、掲載誌名、巻号や頁等、発表年（西暦）、著書の場合はその書誌情報など。)
3. 論文は、既に掲載されているもの又は掲載が確定しているものに限って記載すること。

なお、令和2(2020)年度公募より、「ポストドクター」という身分であっても本種目の趣旨に合致する場合には応募可能としたことに伴い、本欄には、**海外の研究機関等において「独立した研究者」として研究活動を行っていることがわかる内容を含め記載すること。**

○本留意事項の内容を十分に確認し、研究計画調書の作成時にはこのテキストボックスごと削除すること○